

暮らしの現在がわかる情報誌

# 総務省

MIC MONTHLY MAGAZINE

2020

6

June

Vol.234

花笠

獅子

林

北

吉

吉

親男

山郁人

野憲汰

野一幸

特集  
2

「新型コロナウイルス感染症  
緊急経済対策」を踏まえた  
総務省の主な経済対策

特集  
1

よりよい政策立案に向けて  
—EBPM実証的共同研究の取組—

地方のかがやき

群馬県 みなかみ町

表紙：藤原諏訪神社例大祭・奉納獅子舞



MIC

Ministry of  
Internal Affairs and  
Communication





広報誌をスマホなどで閲覧できます



発行：総務省  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 (中央合同庁舎 2 号館)  
電話：03-5253-5111(代表)

2020年  
6月実施

### 基幹統計調査

# 経済構造実態調査

## を実施します

### 2019年に初めて実施し、今回で2回目となる調査です。



- 幅広い産業の企業・事業所や団体を対象としています。
- 統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査対象となる企業・事業所及び団体の皆さまには、5月下旬頃に調査書類を送付いたします。6月末までにご回答をお願いいたします。

経済構造実態調査 実施事務局ホームページ

<https://www.kkj-st.go.jp>

経済構造実態調査 検索



23	22	21	20	16	14	10	4
MICリポート	MIC NEWS 03	MIC NEWS 02	MIC NEWS 01	地方のかがやき	特集2	特集1	
総務省男性職員育休取得促進アドバイザー	「統計データ分析コンペティション2020」を開催中です！	2020年（令和2年）「経済構造実態調査」実施のお知らせ	正しく知ろう！電波利用のルール （無線機器の使用には技適マークの確認を）	群馬県みなかみ町	「新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策」を踏まえた 総務省の主な経済対策	「E B P M 実証的共同研究の取組」 — よりよい政策立案に向けて —	

表紙の写真 四季折々の日本の祭り 群馬県 みなかみ町



### 藤原諏訪神社 例大祭

830年の歴史がある獅子舞を奉納五穀豊穡・町内安全を祈念  
みなかみ町藤原にある諏訪神社の大祭に、獅子舞が奉納されます。  
建久2年（西暦1191年）に源頼朝の家臣によって伝えられたといわれ、830年も受け継がれてきた踊りです。国久保、日本懸、邪魔懸、吉利という4つの踊りがあり、2時間ほど踊り続けます。  
諏訪神社内にある舞台はもとも歌舞伎舞台で、寛保2年（西暦1742年）に建てられたそうです。舞台正面は斜面になっており、観覧席が設けられます。







## 事例 1 競争政策における広報に関する共同研究

最初に紹介するのは、公正取引委員会と協働して行った、競争政策における広報施策の効果測定の事例です。

この研究では、競争政策における広報施策の一環として公正取引委員会が行っている以下の取組について、その効果を RCT 等の厳密な手法を用いて分析しました。

- 各地域の一般消費者向けの消費者セミナー
- 中高生、大学生向けの独占禁止法教室
- 各地区の商工会又は商工会議所の役員等を対象とした有識者懇談会

### (1) 公正取引委員会の問題意識

公正取引委員会では、以下の問題意識を持っていました。

- 消費者セミナーについては、平成 30 年度にも同様の調査を行っていたが、データのサンプルサイズが小さい等、信頼度が高い統計分析を行ったとは言えなかった。そのため、2 年度分の結果を統合し、広報政策の効果をより信頼できる形で把握したい。
- パフォーマンスが高い講師を特定し、理解度向上等のアウトカムの改善に必要なスキル等を知りたい。

### (2) 調査手法

総務省では公正取引委員会の問題意識に応えるため、下記の調査・分析を行いました。

- 消費者セミナー、独占禁止法教室、有識者懇談会の各取組について、参加者の主観的な満足度や、客観的な理解度等を計測するため、アンケート調査項目の追加等を行うなどしてデータ収集作業を実施
- 消費者セミナーについて、平成 30 年度に行った一般国民向けのアンケートの結果と、平成 30 年度及び令和元年度のセミナー等の参加者のアンケート結果を比較し、セミナー等の受講の有無と競争施策の認知度との関係を調査
- RCT 等厳密な手法を用い、講演者の属性やシミュレーションゲームの有無といった、広報の際の様々な要素と、競争施策の満足度等の向上との関係を分析

### (3) 調査を通して分かったこと

上記のような研究を行った結果、(表 2) のような取組が効果的であると分かりました。

また、分析によりパフォーマンスの高い講師の特定ができました。今後、公正取引委員会においてこれらの講師のどのようなスキルが受講者に良い影響をもたらしているのかを把握した上で、これらの講師のスキル・コンピテンシーを公正取引委員会内で共有する予定となっています。

表 2 各施策における効果的なパッケージ

広報施策	対象	規模・時間	内容・講義
消費者セミナー	50 代以下	・参加者数が多すぎないように配慮する。 ・セミナー時間は 120 分以内とする。	・シミュレーションゲームを実施する。
	60 代以上		・経験のある講師を派遣する。 ・シミュレーションゲームはマストではない。
独占禁止法教室	大学生	・参加者数をできる限り 30 人程度までに留める。	・シミュレーションゲームはマストではない。
	中高生		・シミュレーションゲームを実施する。 ・若い講師を派遣する。
有識者懇談会		・セミナー時間を 60 ～ 90 程度とする。	・メールマガジンの登録など、事後的な行動変容につながるような工夫をする。

## 3. 令和元年度の取組の紹介

（総務省では、令和元年度には以下の 3 案件について共同研究を実施しました。）

- 競争政策における広報（公正取引委員会）
- 財政教育プログラム（財務省）
- 地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法（環境省）

これらの取組を通じて、政策立案、政策実施、政策評価の各段階において、(表 1) のような成果を得ることができました。また、共同研究を行った関係府省の疑問に答えることができ、担当者に効果検証をして良かったと思ってもらうことができました。これが令和元年度の研究の一番の成果であったと考えています。各府省の担当者からも共同研究実施のメリットについてコメントをいただいております。総務省としても、一定程度共同研究の対象となった事業の今後の発展に寄与することができたのではないかと考えています(図 3)。

次ページ以降、令和元年度に行った 3 つの共同研究について詳しく紹介します。

表 1

段階	知見
政策立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データを新規に集めずとも、入手可能な情報に基づき、行政官の経験を活かして論理を詰めるだけでも政策の改善が望める。</li> <li>・エビデンスの活用については、例えば、好事例のあった地域との差異をよく検討する必要があるなど、単にエビデンスに飛びついたのでは有益な取組とはならない。</li> </ul>
実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案時の想定が、データの収集の結果有効だと裏付けられる場合も多い。</li> <li>・政策効果を把握するアンケート調査については、調査目的に照らした十分な制度設計が必要。</li> <li>・データを集めることにより、政策が想定していなかった実態に気づくことができた。</li> <li>・職員自身の工夫により可能な日常業務から得られるデータを収集することでも、業務改善の土台となる情報を得ることができる。</li> </ul>
評価・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の効果検証により、従来の疑問が解決される一方、新たな疑問も生じ、更に調査を行う必要が生じた。こうした疑問と解決のサイクルを回すことで着実に政策を改善できる。</li> <li>・一定の政策の節目において、本共同研究のような詳細な検証を行うことは重要。</li> </ul>

図 3 研究に関わった各省担当者の声



A 省職員

共同研究の対象とした事業は、対象者に知られているのか以前より疑問に思っていた。現状調査を行うための労力も予算もなかったが、総務省の予算で共同研究を行うことができ、事業の現状を知ることができた。

事業をより広く知ってもらうためにどのような手が打てるのか、あまり手が回っておらず、請負事業者もよいアイデアを出してくれなかったが、共同研究を行う中で、新しい宣伝手法を打ち出すことができた。

施策に関する漠然とした問題意識を明確化して、課題として分析を行い、効果を検証した上で、解決策の検討を行うという、EBPM的な取組の一連の流れを、実感することができた。



B 省職員



事例3

## 地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法に関する共同研究

最後に紹介するのは、環境省と協働して行った、地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法に関する共同研究です。

環境省では、各地域が自立・分散型の社会を形成し、各地域の特性に応じ資源等を相互に補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指しています。この目標を達成するため、地方公共団体向けに、地域経済の循環状況に関する分析資料を自動作成する PC 用ツール「地域経済循環分析自動作成ツール」を無償で提供しています。

本共同研究は、このツールの地方公共団体における普及及び活用を題材として、地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法は何かを明らかにしようとした研究です。

### (1) 環境省の問題意識

環境省では、以下の問題意識を持っていました。

- ツールの普及の阻害要因が団体の認知・ダウンロード・活用のどの段階にあるかを把握し、効果的な普及啓発手法を知りたい。
- 今後、類似の普及啓発業務について、どのような方法が効果的かを知りたい。

### (2) 調査手法

総務省では環境省の問題意識に応えるため、下記の調査・分析を行いました。

- 全国の市区町村向けにアンケートを行い、ツールの認知・ダウンロード・活用状況や、各団体が域内経済循環をどの程度重視しているかを把握。
- 各市区町村をグループ分けし、グループ毎に優良事例の紹介や補助金の情報等の有無に差を設けて資料送付または説明を行い、その後のダウンロード率を比較。一部のデータについては、RCT等の手法も取り入れ分析。

### (3) 調査を通して分かったこと

調査の結果、以下のことが分かりました。

- 送付した資料の内容と、ツールのダウンロードの間に因果関係は見られない。
- ツールのダウンロードには、団体の各部署が域内の経済循環を重視しているかどうかが重要。

以上のことから、これから環境省が地方公共団体向けに政策の普及啓発を図るには、団体の規模や周知を図りたい部局の所掌事務からニーズを予想し、ターゲットを絞ることで、大きな改善ができる可能性があるという結論に達しました。

## 4. EBPM の実践をさらに後押しするために

以上見てきたように、総務省では、各府省の EBPM の取組を後押しするために共同研究を各府省ともに行ってきました。EBPM の取組は我が国ではまだ緒に就いたばかりであり、本共同研究の取組にもまだ達成できていないことは数多くあります。

令和2年度は、各府省担当者の疑問に答えることはもちろんのこと、多種多様なステークホルダーが対等な立場で議論をし、協同して課題解決にあたるというマルチステークホルダーの考え方に基づき、受益者、協力者たる事業者など、政策を取り巻く関係者の視点からも調査設計を検討できる工夫を行うなど、共同研究の対象となった政策に対し、政策目的の達成に向けさらに有効な調査ができるように取り組んで参ります。また、ICTを活用し、効率的に信頼性の高いエビデンスを収集する方法も検討します。

総務省は、実証的共同研究の取組も通じて、霞が関における EBPM の実践の定着をはかり、各府省がよりよい政策立案ができるよう後押ししていくことを引き続き目指します。

読者の中にもしご自分の政策の効果に疑問を抱いておられる担当者の方がいましたら、是非とも総務省行政評価局までご相談ください。

事例2

## 財政教育プログラムに関する共同研究

次に紹介するのは、財務省と協働して行った、財政教育プログラムに関する共同研究です。

財務省では、全国の小・中・高生への主催者教育の一環として、各地の財務局職員が講師となって、日本の財政についての授業を行う「財政教育プログラム」を行っています。

共同研究では、財政教育プログラムを実施することによって、受講者の理解度等がどのように変容するのかを把握しました。また、財政教育プログラムの実施形態が、どの程度理解度の向上に貢献したのかを把握するために調査を行いました。

### (1) 財務省の問題意識

財務省では、以下の問題意識を持っていました。

- 限られた人員で、今後も事業を継続しつつ、より効果的な授業を実施していくためにはどうしたらよいか知りたい。

### (2) 調査手法

総務省では財務省の問題意識に応えるため、下記の調査・分析を行いました。

- 財政教育プログラムの更なる展開に向けて、実施校の拡大に向けた検討や担い手拡大に向けた方策の検討をするため、教員へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施。
- 財政教育プログラムの個別授業の質の向上のために、授業時間の長短など実施方法が児童・生徒の主観的な理解度等に与える影響を、これまでに財務省が蓄積してきた児童・生徒向けのアンケート結果を活用し分析。
- アンケート票の形式を一新し、より厳密な効果測定を実施。具体的には、客観的な理解度の測定のためのクイズを導入する、財政教育プログラムの実施前後でのアンケート結果の比較を行う等。

### (3) 調査を通して分かったこと

調査の結果、(表3)のような内容が分かりました。

また、財務省が日常業務の中での継続的改善に必要な指標を得ることを重視した分析を行い、必要なデータを得ることができました。

表3 財政教育プログラムの効果を高める要因

授業時間	90分以上など十分な時間を確保した方が、児童・生徒の理解度等は高まる可能性がある。
受講人数	35人以下など受講人数が多くなりすぎない方が、児童・生徒の理解度等は高まる可能性がある。
実施場所	教室以外で実施した方が、児童・生徒の理解度等は高まる可能性がある。
講師の年齢	20代・30代の職員が講師をした方が、財政について家族・友人等に話してみたいという気持ちは高まる可能性がある。
講師の経験	3回以上など講師経験が豊富な職員が講師を実施した方が、児童・生徒の理解度等は高まる可能性がある。
講師の準備期間	講師が11時間以上しっかりと準備を行った方が、児童・生徒の理解度等は高まる可能性がある。
アドバイザーの人数	アドバイザー1人当たりの児童・生徒数が11人以上となるようにアドバイザーを派遣した方が、児童・生徒の理解度等は高まる可能性がある。
グループワークのツール	タブレットを使用した方が、児童・生徒の理解度等は高まる可能性がある。



## 総務省の主な経済対策

### I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発



#### 感染の拡大に備えた対応力の充実強化

- (1) 消防における救急活動用の車両・資器材等の整備 **13.2 億円**  
 新型コロナウイルス感染症の患者等の移送・搬送に万全を期すため、消防における救急活動用の車両・資器材等を整備する。
- (2) 感染症等に関する情報伝達手段の整備 **7.8 億円**  
 高齢者世帯等に確実に感染症等に関する情報を伝達するため、防災行政無線の戸別受信機の導入を促進する。
- (3) 高強度深紫外 LED の活用による  
 新型コロナウイルス等の殺菌用光照射機材の実用化 **5.0 億円**  
 情報通信技術に係る研究開発成果を応用し、新型コロナウイルス等の病原体を効率的・効果的に殺菌できる光照射機材の実用化に向けて、実証実験等を行う。

### II 雇用の維持と事業の継続

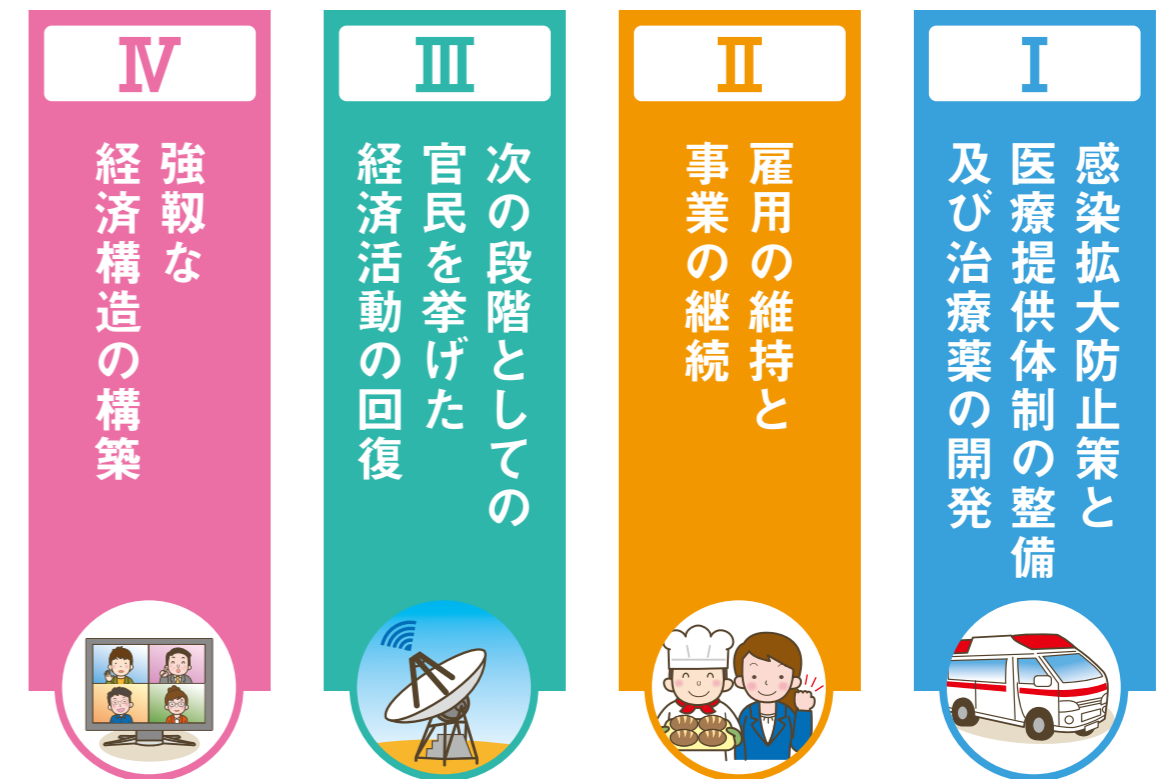


#### 厳しい経営環境にある中小事業者等や生活に困っている人々への支援

- (1) 全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金） **128,802.9 億円**  
 迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に一人あたり 10 万円の給付を行う新たな給付金。
- (2) 厳しい状況に置かれている納税者に対する緊急に必要な税制上の措置  
 【次ページ参照】

# 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた総務省の主な経済対策

## ● 緊急経済対策 4 つの柱 ●



総務省は、4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ」を踏まえ、省として取り組む主な経済対策を取りまとめました。

この緊急経済対策は、新型コロナウイルス感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につながるためのもですが、総務省は、①感染の拡大に備えた対応力の充実強化（上記I関連）、②厳しい経営環境にある中小事業者等や生活に困っている人々への支援（上記II関連）、③地域経済の「反転攻勢」のための環境整備（上記III関連）、④デジタル化の強力な推進による暮らしの革新（上記IV関連）に取り組みます。

全国全ての人々へ一律に一人あたり10万円の給付を行うなど、これらの施策を進めていくため、総務省では補正予算に経済対策に係る追加所要額として約12兆9137億円を計上しました。

それでは、総務省がどんな取組を行うのか、見てみましょう。





## IV 強靱な経済構造の構築

### デジタル化の強力な推進による暮らしの变革

#### (1) 在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等を後押しする 情報通信ネットワークの整備

30.3 億円

高度無線環境整備推進事業の支援対象地域を条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大し、光ファイバ未整備の学校を有する地域において、地方自治体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援する。

#### (2) 企業及び地方自治体によるテレワーク導入の促進

##### ① テレワークマネージャーによる相談体制の拡充等 3.5 億円

ICTの専門家（テレワークマネージャー）による相談対応を拡充すること等により、企業及び地方自治体によるセキュアなテレワークの導入を推進する。また、地方自治体に対して、本事業の活用等によるテレワーク導入を要請する。

##### ② テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、法人税・所得税の特例措置の対象に加える。

#### (3) マイナンバーカードの普及促進

##### ① マイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付の推進 17.0 億円

住民票の写し等の各種証明書のコンビニ交付サービスの導入を促進し、遠隔地からの行政手続を推進するため、コンビニ交付システムの小規模自治体向けクラウド基盤のプロトタイプを構築する。

##### ② マイナンバーカードと電子委任状を組み合わせた認証の仕組みの促進

国や地方自治体における各種手続きのオンライン化を推進するため、マイナンバーカードと電子委任状を組み合わせた認証の仕組みを促進する。

総務省は、危機管理上重大な課題である  
新型コロナウイルス感染症への対策をさらに進めるとともに、  
日本経済を再び持続的な成長軌道に戻すべく、  
しっかりと取り組んでまいります。



## 緊急経済対策における税制上の措置について（地方税関係）

### 1 徴収の猶予制度の特例

- 収入が相当程度減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※ 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する地方税について適用。

### 2 固定資産税

#### 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 又はゼロとする。

（※）令和 2 年 2 月～10 月までの任意の 3 ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上 50%未満減少している者	2 分の 1
50%以上減少している者	ゼロ

- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

#### 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を 2 年延長する。
- 今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填する。

### 3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を 1%分軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

### 4 その他

- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

## III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復



### 地域経済の「反転攻勢」のための環境整備

#### (1) 放送コンテンツを活用した海外への情報発信強化 8.7 億円

日本と海外の放送局が連携して、国際的に影響力のある放送メディア（チャンネル）を通じて、日本の現状や魅力を伝える番組を世界に広く集中的に発信する。

#### (2) 感染症の影響を受けた地域のチャレンジを支援するための好事例の情報提供

「総務大臣メール」を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域のチャレンジを後押しする好事例を発信することで、その横展開を図る。



## 申請方法に関するよくある質問

**Q** 給付金の対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。

**A** ●「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととされました。  
●給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することとしています。

**Q** 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか。

**A** ●収入による条件はありません。  
●年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。  
●なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定いたしません。

**Q** 4月27日（基準日）に生まれた子供は給付対象者となりますか。

**A** 給付対象者となります。4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

**Q** 給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

**A** 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

**Q** オンライン申請は、どのような手続きですか。

**A** ●政府が運営するWEBサービスである「マイナポータル」において、特別定額給付金のオンライン申請ができるようになる予定です。  
●市区町村において申請受付開始日が異なりますので、各市区町村のホームページ等でご確認ください。  
●オンライン申請を行えるのは、4月27日時点において世帯主であった方です。また、マイナンバーカードと、マイナンバーカードの交付時に設定した署名用電子証明書の暗証番号（英数字6文字以上16文字以内）が必要（※）となります。  
※署名用電子証明書については5回連続でパスワードを間違えて入力した場合、パスワードロックがかかり、発行を受けた市区町村窓口にてパスワードのロック解除とともに、パスワード初期化申請をし、パスワードの再設定が必要となりますので、ご注意ください。  
●オンラインで申請者及び世帯員の情報、振込口座情報の入力と、振込先口座情報の確認書類（※）のアップロードを行い、手続きを行います。  
※金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

**Q** オンライン申請で、マイナンバーカードを持っていない家族の分の申請もできますか。

**A** ●マイナンバーカードは、オンライン申請を行う方（世帯主（申請・受給権者））のみが、お持ちであれば結構です。  
●マイナンバーカードをお持ちではない家族（世帯主と同一世帯の者）の分の給付金申請を、同時にあわせて行えます。

### 特別定額給付金コールセンター

0120-260020

※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分ご注意ください。

対応時間 9:00～20:00（フリーダイヤル）

※現在、大変多くのお問い合わせをいただいております。お電話が繋がりにくい時間帯がございます。お電話が繋がらない場合は、時間を置いてお掛け直してください。  
※なお、特別定額給付金に関するお問い合わせは、上記コールセンター以外では、お受けいたしていません。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 特別定額給付金ポータルサイト

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/>



# 特別定額給付金手続きのご案内です

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に、一人当たり10万円の給付を行います。

## 給付対象者と受給権者

**給付対象者** 基準日（令和2年4月27日）時点で、住民基本台帳に記録されている者

**受給権者** 給付対象者の属する世帯の世帯主

## 特別定額給付金の申請方法



郵送で申請する



市区町村から受給権者宛に郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村へ郵送

申請書を待たずにできる！



オンラインで申請する  
（マイナンバーカードをお持ちの方）



「マイナポータル」にアクセス申請内容を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして、マイナンバーカードによる電子署名で本人確認

## 特別定額給付金の受付及び給付開始日

申請期限は、郵送方式の申請受付開始日から

**3カ月以内**

支給申請の受付開始は、居住市区町村ごとに異なります。詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。



政府機関や自治体等を装った偽サイトにご注意下さい！！

ホームページのアドレスの末尾に見慣れない末尾文字があるなど不審に思った場合は安易にアクセスせずに、本物のサイトのURLを確認して下さい。



**給付金のサギに注意！！**  
絶対に教えない！ 渡さない！  
暗証番号/口座番号/通帳/キャッシュカード/マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは絶対にありません！

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン 188（局番なしの3桁）	新型コロナウイルス給付金関連 消費者ホットライン 0120-213-188
お住まいの 市区町村	お近くの 警察署
	警察相談専用電話 #9110





群馬県

みなかみまち

# みなかみ町



**みなかみ町 DATA**

人口：1万7,703人  
(令和2年1月1日現在)

町の花：やまぶき  
町の鳥：うぐいす  
町役場所在地：群馬県利根郡  
みなかみ町後閑318

## 恵まれた自然と 人との共生を目指す 利根川源流の町

### 利根川の清流と谷川岳

利根川が流れる町役場のある中心部には奥利根ゆけむり街道が通る。上越新幹線上毛高原駅にも近い。彼方には雪を残す谷川岳。

### 多彩な湯どころ 「みなかみ18湯」

弘法大師が巡錫の際に発見したという法師温泉(写真)のほか、群馬を代表する温泉地の水上温泉、大露天風呂で有名な宝川温泉など町には18もの温泉地がある。

### 関東一の ラフティングポイント

ゴムボートで急流を下るラフティングに最適なスポットがあり、リバーガイドのもと安全に楽しめる。5、6月がハイシーズン。

### 日本の三大岩壁 一ノ倉沢

剣岳、穂高岳とともに日本三大岩場の1つにあげられる谷川岳の一ノ倉沢。そそり立つ1,000mの岸壁は圧巻。

### 伝統的な技を伝える 「たくみの里須川宿」

三国街道の須川宿に木工や竹細工、陶芸などを伝える「たくみの家」が点在。訪れた人は手作り体験を楽しめる。

### 3つのダムで行われる 点検放流

藤原ダム・奈良保ダム・矢木沢ダム(写真)は毎年春、設備の安全確認のため点検放流を実施、これに合わせて見学会を行う。

**群** 馬県北端にあるみなかみ町は、県の8分の1に当たる面積を有する広大な自治体です。

町の自然環境は変化に富み、谷川岳や万太郎山などからなる谷川連峰をはじめ、諏訪峡や黒岩渓谷などの峡谷や滝、湿原植物の生える大きな浮島がある大峰沼など見所がたくさん。

日本海側と太平洋側の大気がぶつかる新潟との県境は世界有数の豪雪地帯で、急しゅんな崖など豪雪地帯特有の地形を見ることができ、氷河の痕跡も確認されています。

山岳地帯のほとんどは上信越高原国立公園に指定されており、イヌワシやニホ

ンカモシカ、高山植物のホソバヒナウスユキソウやチングルマなどの貴重な動物が。

豊かな自然は登山やキャンプを楽しめるフィールドでもあり、夏は渓谷でのラフティング、冬はスキーやスノーシューなど年を通してアウトドアスポーツを満喫できます。

観光資源である山々は清らかな水の源でもあり、町内に5基ある利根川上流のダム群は「関東の水瓶」と称されます。町では貴重な自然を宝物として守りつつ、生かしていくため、人と自然が共生する地域づくりに取り組んでいます。



みなかみ町長  
鬼頭春二

本町は、日本を代表する大河川である利根川の最上流域に位置し、人口・経済において世界最大を誇る東京都圏の約8割、300万人の生命と暮らしを支える水の最初の一滴を生み出す水源の町として重要な役割を担っています。

標高300mから2000m級の山々があり、北にそびえ立つ谷川連峰には、谷川岳をはじめとする多くの山岳観光資源があります。山麓には水上温泉郷、猿ヶ京三国温泉郷及び上牧温泉など、「みなかみ18湯」と称される多数の温泉地があり多くの観光客で賑わいを見せております。

また、平成29年には自然と人が共存しながら暮らす生活が認められ「みなかみユネスコエコパーク」として登録されました。これからは自然を守り、人々と自然が共存するみなかみ町を目指していきます。

3000万人を支える  
大河の水源を守る



自然と人間社会の共生を目的とする取組

# ユネスコエコパーク



谷川岳は日本列島の背骨に当たる分水嶺。頂には360度の大自然が広がる。

ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）は、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデルとなる地域を認定する制度です。

平成29年6月、自然と人間が共生するまちづくりの実践が評価され、みなかみ町を中心として新潟県魚沼市・南魚沼市・湯沢町の一部から構成されるみなかみユネスコエコパークが登録されました。

同じユネスコの世界自然遺産は、手つかずの自然を認定し、厳重に保護するものですが、ユネスコエコパークは3つの

土地利用区分（核心地域・緩衝地域・移行地域）を設けて自然と人が共生でき、地域の価値を創造していくためのものです。

この理念のもと、みなかみ町では、豊かな生態系や生物多様性を守りながら、文化や経済・社会的にも持続可能な発展を目指しています。

また登録にともない、町のブランド力やイメージの向上の効果も期待されます。松原美成子さんは日本山岳ガイド協会の山岳ガイドとして活動しながら、東京のイベントなどにおいてみなかみユネスコエコパークのPRに関わっています。みなかみの自然に魅せられて、一家で埼玉県から移住した松原さんは「新幹線を使えば東京から日帰りできるような場所に、これほど多様に満ちた自然が残されていることを広く知っていただきたいです」と言います。



「みなかみユネスコエコパーク」のロゴマーク。



山岳ガイドやインタープリター（自然解説者）として活動する松原さん。

## ふるさとに誇りをもってもらうために 自然や文化を学ぶ 「環境学習」

地域社会を持続可能なものとするには地域に対する誇りや愛情を育み、将来の地域の担い手を育てていく必要がある、という考えのもと、みなかみ町では小学校、中学校、高等学校などの教育や社会教育で、ふるさとの自然や歴史、文化、産業を学べる機会を用意し、地域に根差した特色ある教育を推進しています。

例えば、町内の各小学校では、山でのフィールドワークなど自然や地域に関する環境学習を行っており、その成果を発表するため、平成28年度からは毎年度、みなかみ町環境学習発表会を開催しています。

また町内の小学校、中学校、高等学校の一部は、ユネスコの理念である平和や国際的な連携を实践する学校としてユネスコスクールの加盟を目指し、持続可能な開発のための教育（ESD / Education for Sustainable Development）の推進拠点と位置づけられています。



中学校の環境学習では山登りを体験。日頃遠くから眺めていた山々の迫りに感動の声があがる。



自分たちが暮らす町にある冷たくて清らかな沢の水や、そこに棲む生物に目を輝かす小学生たち。

## 環境保全と採算性を両立する 「自伐型林業」

「自伐型林業」とは、森林の所有者や地域住民などが比較的小規模な資機材を用い、自らの手で森林整備を行うものであり、低コストで林業を始められることや森林を長期的に経営する意識が働くことが特徴とされます。

町の約9割を森林が占めるみなかみ町では、林業に関わる人を増やして、森林資源の有効活用を図るとともに、環境を保全することを目的として自伐型林業を促進しています。事業の1つが未経験者を対象とする自伐型林業研修で、これまで150名以上が参加、受講者が新たな仲間を巻き込むかたちで活動の輪がどんどん広がり、すでに70人を超える人たちが森林整備に携わる活動を始めています。

一連の取組は、地域の活性化の貢献を総務省が表彰する「ふるさとづくり大賞」で平成30年度「総務大臣賞」に選ばれました。

自伐型林業研修ではチェーンソーの取扱いなど実践的な技術と知識を身につけられる。



副業的な関わり方も可能で、会社員や自営業者、公務員なども参加している。

## 国立公園内では初めての認定 谷川岳エコツーリズム 推進全体構想



澄んだ空気と豊かな自然を誰でも満喫できるエコツアーを実施。

谷川岳エコツーリズム推進協議会の「谷川岳エコツーリズム推進全体構想」は平成24年、国立公園内として初めてエコツーリズム推進法の認定を受けました。この法律の「自然への配慮」「観光振興への寄与」「地域振興への寄与」「環境教育への活用」という理念のもと、自然環境、歴史、文化などを観光の対象とし、これらの持続可能性を探り、活用するとともに、訪れた多くの人たちと交流を深め、広げることによって町の発展に寄与することを基本方針としています。協議会では、構想の実現に向け、車両乗り入れを禁止した地域で運行する電気バス内でのネイチャーガイド、町内の宿泊者がエコツアーに参加するさいの割引などを行ってきました。こうした活動が評価され、平成29年には環境省の「エコツーリズム大賞」を受賞しています。

## みなかみを愛する人のポイントカードシステム

# MINAKAMI HEART カード



公式 Web サイトのフォームから「MINAKAMI HEART カード」の申し込みができる。

MINAKAMI HEART カードは町に住む人だけでなく、町外の人にも利用してもらい、繰り返し訪れてほしい、という思いを込めて作られたポイントカードです。観光協会や道の駅などで現金をチャージし、加盟店の買い物で使うと100円につき1ポイント貯まり、加盟店で買い物をすると、1ポイント1円で利用できます。また地方公共団体として初めて経済産業省が推進する「キャッシュレス・消費者還元事業」の決算事業者に登録され、ポイントによる支払いで5%の還元が受けられることになりました。

みなかみ町のふるさと納税制度を利用すると納税額の30%のポイントが贈呈されるほか、町は健康診断の受診や健康教室の受講でもポイントが貯まる制度を導入しています。使われるほど町が元気になるカードです。



# 正しく知ろう！電波利用のルール

無線機器の使用には技適マークの確認を

総務省では、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、正しい電波利用の周知と、不法無線局の取締りの強化を実施しています。

**無線機器に技適マークは付いてますか？**

国内で使用可能な無線機器のほとんどは、技術基準適合証明等のマーク（技適マーク）が付いています。技適マークが付いていない無線機器は、そのまま国内で使用することができない可能性がありますので、無線機器の購入に際しては十分ご注意ください。

**電波の利用には、原則、免許が必要です**

無線機器の使用には、原則として無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。無線局の再免許（更新）手続は忘れずに行ってください。無線局免許状は無線設備の設置（常置）

場所に備え付け、業務従事中は無線従事者免許証を携帯してください。

**外国規格の無線機器にはご注意ください**

近年、外国規格の無線機器が通信販売やインターネットオークション等で販売されるケースが増えていきます。これらの多くは日本の電波法令に合致していないため、国内では使用できない場合がありますので、ご注意ください。

**不法無線局を開設したり、または運用したりすると：**

- 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 不法電波で重要な無線通信を妨害した場合：5年以下の懲役または250万円以下の罰金

**外国規格の無線機について**

FRS/Family Radio Service  
GMRS/General Mobile Radio Service



**技適マークはここに付いています**

多くの場合、無線機器の型式名称や製造者が記載された銘板の中や外箱に表示されています。

<p><b>ドローン</b></p> <p>内蔵バッテリーを外した部分または送信機及び本体の裏側、側面</p>	<p><b>ワイヤレスイヤホン</b></p> <p>本体やタグなど</p>
<p><b>トランシーバー</b></p> <p>真裏または内蔵バッテリーを取り外した部分</p>	<p><b>スマートフォン等</b></p> <p>液晶画面に表示させる場合がある</p>

**不法電波は下記のような無線に重大な影響を与えます**

<p>スマートフォン・携帯電話</p>	<p>テレビ・ラジオ</p>
<p>鉄道無線</p>	<p>消防・救急無線</p>

**お問い合わせ先**

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ <https://www.tele.soumu.go.jp/>

電波利用  検索



# 2020年（令和2年）「経済構造実態調査」実施のお知らせ

**経済構造実態調査とは**

総務省・経済産業省では、幅広い産業の企業・事業所や団体を対象とした「**経済構造実態調査**」を本年6月に実施します。

「**経済構造実態調査**」は、我が国の製造業及びサービス産業における企業等の経済活動の状況を明らかにし、国民経済計算（特にGDP統計）の精度向上等に資するとともに、企業等に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昨年初めて実施した統計調査であり、今年で2回目となります。

**この調査で分かること**

経済構造実態調査では、国内総生産（GDP）の約9割を占める主要産業の経済構造とその変化について、毎年、よりの確に把握することができるようになります。

**「経済構造実態調査の目的」**

- ・国民経済計算の精度向上
- ・より正確な景気判断や効果的な行政施策の立案
- ・企業の経営判断

**3月末に2019年調査結果（一次集計）を公表しました**

【今後の公表スケジュール】  
7月末：二次集計（産業別付加価値額など）  
10月末：三次集計（都道府県別売上金額など）

**2018年の産業大分類別売上高**

産業大分類	売上高 (百万円)	増減率 (%)
製造業	413,224,430	4.7
電気・ガス・熱供給・水道業	27,031,353	3.0
情報通信業	63,591,218	6.1
運輸業、郵便業	69,564,904	7.5
卸売業、小売業	497,980,974	1.5
金融業、保険業	118,348,463	▲5.4
不動産業、物品賃貸業	50,468,271	12.2
学術研究、専門・技術サービス業	44,097,503	11.7
宿泊業、飲食サービス業	22,257,902	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	37,651,943	▲14.5
教育、学習支援業	15,287,542	1.5
医療、福祉	115,499,066	9.2
複合サービス事業	9,035,677	▲5.7
サービス業（他に分類されないもの）	36,617,403	3.5

※ 2015年の売上高（平成28年経済センサス・活動調査）との比較



経済構造実態調査リーフレット

**お問い合わせ先**

経済構造実態調査 実施事務局  
TEL:0120-707-256,0120-800-636 (平日9:00~18:00)  
URL:<https://www.kkj-st.go.jp> (新型コロナウイルス感染症に関する本調査の最新情報を含む)

※本調査の実施については、株式会社日経リサーチに委託しています。

経済構造実態調査  検索





# 「統計データ分析コンペティション2020」を 開催中です！

総務省は、独立行政法人統計センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所及び一般財団法人日本統計協会との共催により、「統計データ分析コンペティション2020」を開催しています。

このコンペティションは、地域別の統計をまとめた「教育用標準データセット(SSDSE)\*」を用いた統計データ分析の論文を募集し、そのアイデアと解析力を競うことで、高校生や大学生等の統計リテラシーの向上を図ります。

皆様、奮ってご応募ください。

※教育用標準データセット(SSDSE)とは、データサイエンス教育のための汎用素材として作成・公開している統計データで、様々な分野の公的統計を地域別にまとめた表形式のデータセットです。

## MICレポート

### 総務省 男性職員育休取得促進アドバイザー

令和2年3月25日、「総務省男性職員育休取得促進アドバイザー」をWeb会議にて開催しました。

昨年12月に、令和2年度以降、子どもが生まれた全ての男性国家公務員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指す、という政府目標が決定されました。

総務省においても、一層育休を取りやすい職場づくりに取り組むため、木村総務大臣政務官が出席して、外部有識者や育休取得経験のある職員と意見交換を行いました。

木村総務大臣政務官からは、男性の家事・育児への参加促進は、本人のワークライフバランスはもちろん女性の活躍促進や少子化対策のためにも極めて重要であり、



Web会議に参加する  
木村総務大臣政務官



Web会議上の木村総務大臣政務官  
(右端)

総務省から取組を発信していくことは大事、育休を取ったものの家事・育児参加をしないという事例が出ないよう考えなければならぬ、といった旨の発言などがありました。

外部有識者の方からは、育休を取得した職員から「自分は理解のある上司に恵まれた」といった声が上がりますが、どのような上司にも育休を取得できるようにするために上司の意識変革も大切、育休を取得する気持ちがない男性にも取得してもらって良い経験だと実感して職場復帰してもらいたい、といった旨の発言などがありました。

育休取得経験のある職員からは、育休は、夫婦間の家事・育児の分担にとどまらず、子どもと向き合って成長を実感するまたとない機会、自分の人生を充実させる手段と捉えるべきで、取得しないことがいかにもつたいないことか、広く知らしめていきたい、といった旨の発言などがありました。

総務省では今後も更なる環境の整備に向けて、取組を加速させてまいります。



#### 1. エントリー期間

令和2年5月1日(金) から8月11日(火) まで

#### 2. 論文締め切り

- 大学生・一般の部：令和2年9月1日(火)
- 高校生の部：令和2年9月10日(木)

#### 3. 応募資格

- 高校生の部：高等学校及び高等専門学校(1~3年次)の生徒
- 大学生・一般の部：短期大学、高等専門学校(4、5年次、専攻科)、大学、大学院の学生及び一般(統計分析等の学習を目的とする方)

※グループでの応募及び教諭の指導も可とします。

#### 4. 応募条件

- 応募論文は、自作かつ未発表で、日本語で書いたものに限り、SSDSEを用いて分析を行った論文を対象としますが、SSDSEに含まれていない統計データを加えて分析を行うことも可とします。
- 高度な統計的な分析手法を用いなくても、SSDSE等から発見した興味深いデータについて、新たな観点で可視化するなどして、取りまとめたものでも構いません。

#### 5. 受賞論文の発表/表彰

- 優秀な論文には、部門ごとに「総務大臣賞」、「優秀賞」、「統計数理賞」、「統計活用奨励賞」と各副賞が授与されます。また、受賞論文が統計専門誌等に掲載されます。
- 受賞論文は、「統計の日」(10月18日)翌日の令和2年10月19日(月)に発表予定です。

↓ 詳しくはこちら

ウェブサイト及びお問い合わせ先(応募先)

- 「統計データ分析コンペティション2020」ウェブサイト  
<https://www.nstac.go.jp/statcompe/>
- 統計データ分析コンペティション事務局  
[statcompe@nstac.go.jp](mailto:statcompe@nstac.go.jp)



## 編集後記 editorial note

今回、「地方のかがやき」で取り上げさせていただいたのは、平成17年に月夜野町・水上町・新治村が対等合併して発足した群馬県みなかみ町。

そんなみなかみ町について調べていたところ、町村合併5周年を記念して作られた「町のうた」である「ふる里「みなかみ」と「心の旅」を作曲したのは、欧陽菲菲「ラヴ・イズ・オーヴァー」、中森明菜「難破船」など、多くのヒット曲のアレンジを手がけたことで知られる作曲家・編曲家の若草恵氏ということが分かり、驚嘆した。

コロナ禍のため、今回は直接取材ができなかったのですが、若草恵氏の作品が好きなワタシとしては、氏が作曲することになった経緯についてお尋ねすることができなかつたこと、また、何よりこれらの曲でうたわれているみなかみの自然や風土を堪能することができなかつたことが非常に残念である。

コロナ禍が終息した折にはみなかみ町を訪問し、若草恵氏が音楽で表現しようとしたみなかみの魅力を直接味わいたいと思う。

(広報室 間瀬)

広報誌「総務省」についてのご意見・ご要望は、FAXまたは電子メールでお寄せください

FAX » 03-5253-5174 MAIL » [kohoshi@soumu.go.jp](mailto:kohoshi@soumu.go.jp)



# 知っていますか? 電波のルール。

だんみつ  
壇蜜

正しい利用が暮らしの安心・安全を守ります。



STOP THE  
不法電波!

⚡ 無線機器の使用には「技適マーク」の確認を。

⚡ 電波の利用には、原則、免許が必要です。

⚡ 外国規格の無線機器にはご注意を。

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの暮らしの安心・安全のために使われています。不法電波は、そんな大切な通信を妨害します。

電波に関するご相談は、下記までお問い合わせください

北海道総合通信局 (011) 737-0099

東北総合通信局 (022) 221-0641

関東総合通信局 (03) 6238-1939

信越総合通信局 (026) 234-9976

北陸総合通信局 (076) 233-4441

東海総合通信局 (052) 971-9107

近畿総合通信局 (06) 6942-8535

中国総合通信局 (082) 222-3332

四国総合通信局 (089) 936-5051

九州総合通信局 (096) 312-8253

沖縄総合通信事務所 (098) 865-2308



総務省 総合通信基盤局

<https://www.tele.soumu.go.jp/>

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用

検索



2020.05